

令和3年4月28日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本吉郎
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その39）」
における報告時期について（再周知）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、診療報酬上の臨時的な取扱い（その39）として、令和2年度診療報酬改定において、基本診療料の施設基準等通知で設けられている当該施設基準等の要件に係る経過措置については、令和3年9月30日まで延長され、それに伴い、令和2年度診療報酬改定後の新基準が令和3年4月以降に適用された場合に、当該要件を満たせなくなる保険医療機関については、各地方厚生（支）局に報告することとされています。

また、患者の診療実績等に係る要件については、手術の実績件数等の患者の診療実績等に係る要件のうち、1年間の実績を求めるものについて、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その26）」の取扱いをしたうえで、なお、実績要件を満たさない場合、令和3年9月30日までの間（新型コロナウイルス感染症の病床を割り当てられている保険医療機関においては、令和4年3月31日までの間）、令和元年（平成31年）の実績を用いて差し支えないものとし、その場合、実績要件について各月の実績を記録するとともに、各地方厚生（支）局に報告を行うこととされております。

上記、施設基準等の要件に係る経過措置及び診療実績等に係る要件等の臨時的な取扱いについて、令和3年4月に行う場合、4月30日までに地方厚生（支）局に報告することとされておりますので、対象となる保険医療機関からご報告いただけるようご対応をお願いいたします。

※ 届出様式については、次の URL 内の2021年3月26日「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い（その39）」の様式をご参照下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00214.html

なお、期限までの報告が間に合わない場合には、各地方厚生（支）局に相談いただきますよう併せてお願い申し上げます。

本報告は、令和3年10月1日以降の経過措置及び実績要件の取扱いについて、中医協で検討するための資料となりますことを申し添えます。

<添付資料>

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その39）」における報告時期について（再周知）

(令 3. 4. 28 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事務連絡
令和3年4月28日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その39）」
における報告時期について（再周知）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえた臨時的な診療報酬の取扱い等については、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その39）」（令和3年3月26日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下、「3月26日事務連絡」という。）により示しているところであるが、3月26日事務連絡の1.（1）及び（2）の取扱いを行う場合、保険医療機関、保険薬局及び訪問看護ステーション（以下、「保険医療機関等」という。）は以下に掲げる期限までに各地方厚生（支）局へ報告すること（各期限までの報告が間に合わない場合には、事前に各地方厚生（支）局に相談すること）としているところである。貴課におかれては、当該報告等に遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関等に対し周知徹底を図られたい。

○ 3月26日事務連絡において示す報告時期

	4/30 報告	6/30 報告	9/30 報告
令和3年 <u>4</u> 月に当該取扱いを行う場合	○	○	○
令和3年 <u>5</u> 月に当該取扱いを行う場合	—	○	○
令和3年 <u>6</u> 月に当該取扱いを行う場合	—	○	○
令和3年 <u>7</u> 月に当該取扱いを行う場合	—	—	○
令和3年 <u>8</u> 月に当該取扱いを行う場合	—	—	○

以上